

[書評] James M. Freeman and Nguyen Dinh Huu,
Voices from the Camps: Vietnamese Children
Seeking Asylum

著者	寺本 実
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	48
号	3
ページ	93-100
発行年	2007-03
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/723

James M. Freeman and Nguyễn Đình Hữu,

Voices from the Camps: Vietnamese Children Seeking Asylum.

Seattle and London: University of Washington Press, 2003, xx + 232pp.

てらもと みのる
寺本 実

インドシナ難民，なかでも「こども」たちの人生を本書は主たる対象としている。インドシナ難民の処遇は1989年を境として2つに分かれた。同年6月にジュネーブで開催された第2回「インドシナ難民国際会議」で包括的行動計画（CPA）が採択されたためである^(注1)。それまでインドシナからの国外避難民は審査なしで難民とみなされてきたが，同会議でのCPA採択以降，難民として認定するかどうかのスクリーニングが行われるようになったのである〔古屋 2000, 111,116〕

著者の一人であるジェームス・M・フリーマンにとって本書はインドシナ難民に関する2冊目の著書となる^(注2)。続編とも位置付けられよう本書では，難民問題の歴史的経緯を述べる第1章でベトナム戦争終了後に発生した難民について言及されているものの，主たる対象はあくまでもCPA実施期前後に各地の難民収容センターで過ごしていた「保護者を伴っていないこどもの難民」(unaccompanied minors)^(注3)である。

フリーマンはアメリカ・カリフォルニア州サンノゼ州立大学の名誉教授で文化人類学者，もう一人の著者であるグエン・ディン・ヒューは元南ベトナム軍中佐で同州サンタクララ郡でソーシャルワーカー

として働いてきた人物である。

本節では本書の内容をまとめておきたい。本書の章立ては以下のとおりである。

- 第1章 政治の犠牲者
- 第2章 導かれた不幸の旅
- 第3章 運命の変遷
- 第4章 耐え難い生活
- 第5章 スクリーニングとその批判
- 第6章 本国送還
- 第7章 再定住
- 第8章 介入
- 第9章 継続的関心

第1章ではインドシナ難民の発生から問題が収束に向かうまでの歴史的経緯^(注4)について述べるとともに，「難民」を取り巻く諸状況，関係各国と関連機関である国連難民高等弁務官（UNHCR）の取り組み等について説明している。

難民発生の過程については，以下の3つの波をまず指摘している。ひとつめは1975年のサイゴン陥落以降に南ベトナム側の多くの人々が国外に脱出した時の波（p.6），2つめは78年末のベトナムによるカンボジア侵攻により中国との間に緊張が高まり，ベトナム国内在住の中国系の人々に対してビジネスの放棄と国外への退去が迫られた時の波（p.7），3つめは78～82年に経済危機および政治的抑圧に直面するなかで多くの人々が国外脱出を試みた時の波（p.8），である。

「4つめの波」と呼称されてはいないが，続いて1986年に入り新たな国外脱出の波が発生した。従来波に比べて北部出身者が多く，半数近くを両親，近親者を伴わないこどもが占めているのが特徴であった。関係者による調査の結果，多くの人々はより良い生活を求める「経済難民」であり，こどもが多い理由はこどもを国外に先に出し，そのこどもを基点として両親がベトナムから出るという意図があるのだと結論付けられた（p.12）。

また、本章では先に記したCPAについても当然のことであるが言及されている。1989年までに約16万人の亡命希望者が東南アジア各国の収容キャンプに滞在していたが、関係国、関連機関ともに対応に苦慮していた。そうしたなか、1989年6月に開かれた第2回「インドシナ難民国際会議」において難民発生国であるベトナム、第1次庇護国、そして再定住国を相互に結びつける総合的な解決策としてCPAが採択された(p.13)。より具体的には、受入れ各国それぞれがデッドラインを設定し、それを過ぎて到着した人については「スクリーニング」を実施することになった。また、保護者を伴っていない16歳未満の子どもについては、ソーシャルワーカーや子どもの問題に詳しい法律家なども参加して構成される特別委員会によって、本国への送還あるいは再定住のいずれが当該の子どもの最大利益であるかが決定されることになった。デッドライン後に到着した人々の数は11万5600人にも上ったが、スクリーニングの結果3万2300人が難民と認定され、再定住することになった。残る8万3300人は難民と認定されず、本国送還を告げられた。そのうち4万5000人がベトナムへの帰国を拒否した(p.14)が、結局、1995年3月、UNHCR、ベトナム、関係各国は強制送還の実施に合意し、続く数年で大半の人々はその意思に反し帰国することになった。

続く第2章からいわば本編が始まる。1987～95年までに東南アジア、香港の18の収容キャンプを訪問した著者たちは多くの「保護者を伴っていない子どもの難民」に出会う。それらの子どもたちやかつて子どもであった若者たちへの聞き取り調査の結果がドキュメント形式で提示される。

キャンプごとにその様相は異なるだろうが、ここで登場する子どもたちからみれば、収容キャンプは人でごった返し、人の心も安定せず、十分な衣食住も完全には保障されない場所であった。ときに難民間の衝突が発生して死者さえも出し、強奪、性的暴行、難民認定をめぐる金銭の授受などが子どもの目で行われていた。例えば1993年に閉鎖されるまで最も暴力的なキャンプとして知られたタイ・カンボジア国境のタイ難民収容キャンプではタイ人オフィサー、

カンボジアの強盗団などによる強奪、性的暴行、殺害が繰り返され、「人間地雷探知機」にされる人もいた(p.34)。

第3章ではフィリピンの収容キャンプで1989年～90年代半ばにかけて過ごした子どもたちの運命が記されている。送り出した家族の希望である再定住や生活保障の足がかりとなることを願いながらも再定住を認められなかった少女、新しい家族を作った父親の勧めにしたがい出国したものの再定住を認められなかった少年…。他方、父親と国外に脱出しアメリカへの再定住が認められた少女。保護者がいる子どもとそうでない子どもでは運命に違いがあった。同じキャンプに収容された子どもであっても異なる線を描く生の軌跡が当該児童への聞き取りに基づいて描かれる。家族から離れ暖かい温もりを得た記憶がないにもかかわらず、心のよりどころを求めて家族を思う子どもの心理面にも考察は及ぶ。

第4章では香港、タイ、マレーシア、フィリピンの収容キャンプに滞在した子どもたちの話が綴られる。ときに腐った魚も配給食糧のなかに入っているなど、必ずしも十分ではない食べ物の問題や、水の取り合いが殺人にまで発展した話など、子どもたちが見、経験した現実が語られる。

送還か再定住かを決める審査についての予備知識が乏しく、インタビューを受けても質問の意味があまり理解できない子どもたちも多くいた。問題解決のために送還を進めようとするUNHCRなどの関係各機関、各国は子どもたち自身の希望からすれば利害に反する存在となってしまっていた。章末では、過酷な経験をし、理不尽な出来事を目の当たりにした多くの子どもたちは精神的、心理的に深刻なダメージを受けることが指摘される。

第5章では本国送還かあるいは第3国への再定住かを決めるCPAに関わる各国のスクリーニングと、それに対するUNHCRのモニタリングの不充分さ、審査を受ける者と審査をする者の間の相互不信頼という状況が描かれる(p.96)。

スクリーニングに対する批判としては、例えば以下のような問題点が記されている。(1)スクリーニングを受ける者が手続のプロセス・内容について十分

伝えられていない、また伝える努力も十分されていないこと、(2)ベトナム語のオリジナル記録が保存されないこと、(3)通訳のレベルの低さ、(4)インタビューをする側の熟練度の不足、(5)「保護者を伴っていない子どもの難民」に対する個別の、妥当な手続が存在しないこと、(6)親ではないが当該の子どもと血縁関係にあり、保護する立場にある人物と切り離して子どもを扱うという方針、などである(pp.87-91)。

著者は、UNHCRの取組みの背景には「経済的投錨説(ベトナムの親たちが子どもを第3国に避難させ、子どもが定住するのを待って自らも国外に出ようとしているという説)があり、ベトナムに住む親たちが企ては成功しないことを認識して初めて問題発生を抑止できるとUNHCR関係者が判断していると記している(p.91)。UNHCR職員は自らの組織の論理、方針の実施に忠実であるとするあまり、彼ら自身が強調する難民の最も重要な利益が空洞化されてしまったというのが著者の見方である。

全体のなかのいくつかのケースであろうが「難民として認定されるには不資格な者がお金により難民として認定され、他方お金を持たない資格者が難民として認定されない」こともあったという(p.98)。

第6章では「保護者を伴っていない子どもの難民」たちの送還について述べられる。UNHCRは保護者のいない子どもたちにとってベトナム在住の両親、あるいは最も近い近親者の下に帰ることが最も好ましいとの考えから子どもたちに帰国を促す。著者によれば(子どもたちの目からみれば)食糧配給を減らすこと、学習機会を削減することも「促す」手段のなかに含まれていた(p.107)。

たとえ帰国しても迎えるはずの両親がどこにもいないケース、食事を十分与えられないケースなどが指摘されても、これらは例外として片付けられた(pp.111-113)。UNHCRは協力機関とともに帰還作業を進めたが個々の職員の問題というよりも「組織的な失敗」であると著者は状況を評価している(p.128)。

そして1995年3月16日、それまで強制送還に反対の立場をとってきたUNHCRは立場を変えて亡命希

望者の返還を支援する方針を伝え、アメリカも同様の立場をとることになった(pp.129-130)。

著者の立場は国際機関、関係各国の利害・関心が優先されるなかで、肝心の子どもたちの未来の少なくとも一部が損なわれたのではないかということである(p.130)。

第7章では再定住後の子どもたちの生活状況が綴られる。

アメリカに渡り修士号を取得し、ソーシャルワーカーとして働き、ベトナム再訪も果たすなどの成功物語もなかには含まれる。精神的後遺症に悩まされ、克服までに多くの時を費やした人たちの姿も同様に描かれる。

CPA実施前に収容キャンプに到着した者とそれ以降に到着した者とは、キャンプ到着後についていえば経験がかなり異なることが章末に示唆される。前者は審査を経ることなくすべて難民とみなされ、一次庇護国で定住希望国を選択できたのに対し、後者については「経済難民」と「政治難民」がスクリーニングにより区別され、送還される者も多かった。そのため、暴力の横行など、滞在者を取り巻く環境はよりすさんでいたという。

第8章では著者の活動基盤となった組織である「難民孤児を助ける会」(ARCWP)の活動が紹介される。「保護者を伴っていない子どもの難民」の問題はCPAの実施前に比べ、実施後に先鋭化した(p.166)。ARCWPはそうした子どもたちの状況に注意を促し、支援をするために組織された。同組織は、難民収容キャンプを訪問し、子どもたちの状況をチェックしたり、例えばフィリピンのパラワンキャンプにパンを焼く施設を作り、子どもたちがパンを焼き、売り、また子どもたちにパンを供給できるようにしたり、カウンセラー、教師を派遣したりする活動を行った(p.168)。さらに近親者で保護者的な役割をしている人物と子どもたちを切り離して取り扱うUNHCRの方針に反対するなど、状況改善のための提言活動も行ってきた(p.169)。

最終章である第9章では「保護者を伴っていない子どもの難民」の処遇の仕方について批判が展開される。子どもたちの生命、生活、安全を守ることが

何よりも優先されるべきであるにもかかわらず、関係各国、機関の諸利害の調整が結果的に優先されてきたとの認識が吐露され、有害な事象から子どもたちを守ることが最優先されるべきであったとの意見が示される。

また、文化的アイデンティティを正当化の論理とすることもたちの本国送還について、受け入れる両親さえいないベトナムへの送還が子どもたちの権利や発達に大きな影を落としたケースを指摘するなど、定められた基本方針に基づく杓子定規な対応が子どもたちの権利、発達を脅かす結果となったと指摘する。国際政治上、国際関係上における難民問題の解決が必ずしも当該の子どもたちの生命・生活の保護、擁護につながっていないというのである。

問題解決における最大の優先事項は最も弱い立場にある「保護者を伴っていない子どもの難民」の生命、生活、安全を守ることにおくべきであるということが、著者が本書の取組みから導きだした最大の教訓であった。

ベトナム戦争後に大量発生したポート・ピープル、インドシナ難民（本書ではベトナムから脱出した人が取り上げられている）というよりも、第6回ベトナム共産党大会が開かれ、ドイモイ路線が採択される1986年から89年にCPAが採択される時期の前後に国外脱出をしたか、あるいは収容キャンプに滞在していた人たち、なかでも「保護者を伴っていない子どもの難民」が本書の主な取組みの対象であった。そこで本節では次の観点から本書について考えてみたい。(1)ベトナム現代史の文脈から、(2)現在のベトナムが抱える課題の文脈から、(3)国際政治・国際関係における弱者の問題の文脈から、の3つである。

(1)ベトナム現代史の文脈から

先に記したとおり本書で著者たちの主な調査対象となった「保護者を伴っていない子どもの難民」には1986～90年までの難民増加期に国外に出た子どもたちが多く、ここではこの時期のベトナム国内の状況について記しておきたい（表1参照）。

1986年は第6回ベトナム共産党大会でドイモイ路線が採択された年である。財政赤字の増大とインフレ進行の源となった配給制度を初めとする「国家丸抱え制度」から抜け出し、「国家による経済管理に基づく経済運営」から「市場原理に基づく経済運営」に向けての舵が切られた時期であった。

同党大会では以下の方針転換が確認された。歴史的過程の読み直し、混合経済体制をとりあえず選択、重工業重視路線の見直し、市場メカニズムの重視、国際分業への積極参加、の5点である〔古田 1996, 57-58, 75-78〕以下、それぞれ見ていきたい。

ひとつめには後進国であっても比較的短期間で社会主義を達成できるという発想から離れ、社会主義への過渡期が比較的長期の歴史的過程であることが強調された。

2つめには過渡期の最初の問題として私的所有をなくし、国有化・集団化を進めて社会主義的な生産関係を形成する必要があるとの認識に基づいて性急に国有化・集団化を推進するのではなく、ベトナムの現状に相応しい資本主義的要素を含む多セクター混合経済体制をとる方が正しいとした。

3つめには「過渡期」を短期間と捉え重工業の建設を優先すべきとする路線もベトナムの現状からすれば相応しくなく、食糧・食品、日用消費物資、輸出品の生産を重視する、現実的な経済建設が追求されなければならないと考えられるようになった。

4つめには官僚的、中央集権的な国が丸抱えする経済管理の方式から、市場メカニズムを重視した経済管理の方式に移すべきだとした。

5つめには自己完結的な産業体系を一国規模で建設して、自立した国民経済を建設することに力を注ぐ路線は間違いであり、国際分業に積極的に参加していくしかないと考えられるようになった。

しかし、上記の路線転換はすぐに効果を現すものではなかった。1986～88年の時期に200パーセントを超えるインフレがベトナムを襲ったのである（表2参照）^(注5)。ドイモイ路線が実効を現し始めるのは1988年末～89年の時期になってからである（表2、表3参照）。農産物、消費財、生産財の価格が自由化

表1 1986年12月～1992年4月までの主な出来事

年月	出来事
1986年12月	ベトナム共産党第6回党大会で「ドイモイ路線」を採択。
1987年2月	国家評議会、省庁の改編を決定。
5月	工商銀行、農業銀行の創設が決まる。
5月	グエン・ヴァン・リン党書記長のコラム「直ちにやるべきこと」が『ニャンザン』紙に登場。
5月	閣僚会議、航空・自動車・鉄道・水上運賃、国内郵便・電気料金の値上げを決定。
7月	外務省スポークスマン、越米両国が米国行きを希望している市民の出国手続き再開で合意したと語る。
9月	外務省スポークスマン、再教育キャンプで収容中の旧サイゴン政権の士官・役人は75年当時の約1%で死刑者は皆無と述べる。
12月	閣僚会議、資材部門の社会主義経営計算制への移行と経営組織の再編成に関する決定を公布。
1988年1月	外国投資法公布。
2月	閣僚会議、公民の一時出国に関する決定を公布。
4月	党政治局、農家を農業経営の基本単位と認める政治局決議。
10月	ベトナム社会党、ベトナム民主党を解散。
11月	国家銀行、ドンの為替レートの大幅引き下げを実施。
12月	国会、実質上初めて政府予算案を審議。無料が原則だった教育・医療は一部受益者負担の原則を導入へ。外貨統制政策の廃止、1989年から食糧、輸出入、生産経営の損失を国家予算で補填しないよう管理制度刷新の実施を決定。
1989年2月	1979年の中越戦争以来閉ざされていた中国との国境貿易が再開。
3月	第6期第6回党中央委員会総会でベトナム経済の「市場経済化」に関する明確な合意が形成される。
6月	第2回インドシナ難民国際会議、ジュネーブにて開催。包括的行動計画（CPA）を採択。
9月	ベトナムのカンボジア駐留軍、カンボジアから撤退完了。
12月	香港当局、難民の強制送還を開始。
1990年3月	第6期第8回党中央委員会総会において、積極的な政治改革の必要を主張したチャン・スアン・バック党政治局員、書記局員、中央委員が解任される。
3月	行政機構改革を決定。
9月	越ソ合併会社、南ベトナム大陸棚で大油田を発見。
11月	ブイ・ティン、『ニャンザン』紙副編集長、滞在先のパリで『ル・モンド』紙を通し、ベトナムの民主化を要求。
1991年1月	私営業法、会社法を公布。
5月	首相、越僑による物資・外貨持ち込み、海外在住ベトナム人の送金に関する決定を公布。
5月	4584の国営企業を調査したところ2000社以上が赤字。
6月	ベトナム共産党第7回党大会を開催。
7月	不動産税法を公布。
10月	カンボジア和平協定に調印。
11月	米国との国交正常化交渉を開始。
1992年4月	多セクター経済を明記した1992年憲法制定、公布。

（出所）Sagar（1991）、古田（1996）、村野（1988；1989；1990；1991；1992；1993）から筆者作成。

（注）ベトナムは1989年、食糧輸入国の地位を脱して輸出を再開し、150万t近い米を輸出、世界第3位の輸出国になった。

され、国家財政赤字の拡大、ひいてはインフレ進行の原因となってきた配給制度も廃止された。そして、「市場経済化」に関するはっきりとした合意が1989年3月に開かれた第6期第6回党中央委員会総会の場で形成される〔古田1996, 16-17〕。3桁を越すインフレは1989年以降急激に沈静化傾向をみせ始める^{（注6）}。

ベトナムだけでなく、1980年代半ば以降の時期は世界情勢も大きく揺れ動いていた。ソビエトでは1985年にゴルバチョフが共産党書記長に就任、「ベ

レストロイカ」が推し進められていた。東欧でも民主化が進み、1989年には「東欧革命」の波が起き、共産政権が相次いで崩壊する。ソビエト共産党も1991年には解散に至り、12月にはソ連が消滅する。第2次世界大戦終了後まもなく始まった冷戦は1989年5月のブッシュ大統領による冷戦終焉とアメリカの勝利宣言、それに続く同年12月のマルタにおける米ソ両首脳による冷戦終焉の声明により終わりを告げる〔佐々木1993, 148〕。ベトナムと隣国中国とでは

表2 1986年～1992年の物価上昇率

	(%)						
	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
一般	387.3	201.3	208.2	34.7	67.5	67.6	17.6
食糧・食品	453.2	214.6	267.3	29.2	78.3	72.9	6.4
その他消費財	392.7	189.3	165	18.8	55.8	70.6	21.7

(出所) Kim (1994, 179)。

表3 1986年～1992年の経済成長率 (GDP成長率)

	(%)						
	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
経済成長率	2.84	3.63	6.01	4.68	5.09	5.81	8.70

(出所) 経済成長率はThoi Bao Kinh Te Viet Nam (経済時報) 紙 2006年9月1日付より筆者作成。

1989年2月に10年ぶりに国境貿易が再開されたが、同年6月には中国で民主化を求める学生たちが決起し、天安門事件が発生した。

このような状況下、本書の主人公である子どもたちは、親・保護者の決定、準備の下に国外に出て、様々な経験をしたのである。

(2)現在のベトナムが抱える課題の文脈から

次に、ベトナムが現在抱える問題、課題という観点から考えてみたい。ベトナムにとって難民問題は過去の問題ではないからである。

ベトナムの中部高原^(注7)のザーライ省、ダクラク省で2001年2月、2004年4月に少数民族による「抗議行動」が発生し、その際に少数民族の人たちがカンボジアに逃れ、難民化した^(注8)。話の本筋からずれてしまうため、事件の経緯についてここで記すことは差し控えるが、UNHCRの資料によれば2001年時点でその数は1000人を超えていた[寺本ほか2002, 203]。また、2005年1月の段階で少なくともいまだ750人の難民がカンボジア国内に逃れていることが伝えられている[寺本ほか2005, 224]。

2005年1月24～25日にベトナム、カンボジア、UNHCRの3者会合が開催され、第3国への定住を望む者、ベトナムへの帰国を望む者、それぞれの希望をかなえる方向で覚書が交わされ、自主的にベトナムに戻る人たちも始めるなど、2005年以降、事態は沈静化に向かっている[寺本ほか2006, 225-226]。しかし、難民問題は過去の問題ではなくベトナムにとってすぐれて同時代的問題なのである。

(3)国際政治・国際関係における弱者の問題の文脈から

本観点は最も著者の観点に近いものだと考えられる。

著者がもし東南アジア6カ国の18もの難民収容キャンプを訪問し、子どもたちから聞き取り調査をしていなかったなら、本書で取り上げられた子どもたちの声、経験を国際社会に届けることができただろうか。多くの人は現場に足を運び得ない。また、これらの子どもたちは総じて受け身の存在であり、恐らく容易ではなかったであろう。本書のような形でまとめられて初めて当該の子どもたちは国際政治、国際社会における1アクターたりえたのである。

関連機関、関係各国それぞれの立場により見方が異なるのは当然のことであり、その意味では本書もひとつの立場を示しているにすぎない。しかし、子どもたちの経験を過去のものとしてしまうのではなく、ひとつの教訓として、今後の難民問題の解決に生かすとの方向性については、いかなる立場にある人も同意可能ではなからうか。

「国際政治、国際関係上の難民問題の解決は当該の子どもたちの生命・人生・生活の保護、擁護に必ずしもつながらなかった。問題解決における最大の優先事項は最も弱い立場にある『保護者を伴っていない子どもの難民』の生命、生活、安全を守ることにおくべきである」との著者の主張は、誰も軽々に否定することができないものだと考えられる。今後起こりうる難民問題への教訓の書としての意義を本

書は持っているといえよう。

以上、3つの観点から本書について考えてきた。

(1)の観点では本書をドイモイ史のいわば「裏側」の物語として位置付けうることを示した。(2)では難民問題はベトナムが現在抱える同時代的問題であり、本書をその問題との関係で考えることができることを指摘した。そして最後に(3)では、ベトナム現代史の文脈から離れ、今後発生する難民問題への取組みに際しての教訓を引き出すための貴重なソースとして本書を考えることができることを指摘した。

本書で批判された関係機関、関係各国は自己の立場、主張を自らの意志に基づき自ら示すことができる。しかし「子どもたち」にとってそれは容易なことではない。たとえ一部であったとしても、著者たちの取組みによりその「声」が記録され、世に問われたことは貴重である。(2006年11月24日脱稿)

(注1) CPAの骨子は以下のとおり。(1)ポート・ピープル流出防止のための実効的措置、1979年5月30日に国連難民高等弁務官(UNHCR)との間で交わされた覚書に基づくベトナム国内在住者で海外にいる家族との再会等を目的とする合法的出国を認める「合法出国計画(Orderly Departure Program: ODP)の実行促進、(2)ポート・ピープルに対するスクリーニングの実施、不認定者の帰還の促進、(3)スクリーニング実施以前から収容キャンプに滞在する難民、難民と認められた者に対する定住の促進[外務省2000]

(注2) 1冊目はFreeman(1989)である。

(注3) UNHCRの定義によれば「両親から離れ、法律あるいは慣習(custom)によってケアをする責任を有する大人によってケアされていない子どもたち」を指す[UNHCR1994]

(注4) 1995年に開かれた「インドシナ難民国際会議」執行委員会の場で、UNHCRによるインドシナ難民に対する一時滞在国内での援助活動については香港を除いて96年6月で終了することが決められた[国連難民高等弁務官駐日事務所1997]。また、本書3ページにおいて2001年2月7日にタイからフランスに向かったベトナム難民6人が1975年以後にインドシナ(ベトナム、カンボジア、ラオス)から脱出した200万人以上の

人々のうち最後の人々となったことが伝えられている。

(注5) ドイモイ前夜のベトナムの人々の混乱ぶりについては、当時現地に滞在していた桜井由躬雄東京大学教授により活写されている[桜井1989]

(注6) ベトナムの経済改革への取組みについては木村(1996)、竹内(1989)に詳しい。

(注7) コントゥム省、ザーライ省、ダクラク省、ダクノン省(2004年より旧ダクラク省が、ダクラク省とダクノン省に分割された)、ラムドン省で構成される。総面積は5万4473.7平方キロメートル(全国の16.5パーセント)、土地の多くを森林地帯が占める。2005年の人口は475万8900人(暫定)と全国人口の約5.7パーセントを占める[GSO2005]。中部高原には多くの少数民族が存在する。産業の中心は農業でコーヒー、ゴムの生産地として有名である。

(注8) Nhan Dan紙、Tuoi tre紙といったベトナム紙の報道を総合すると、アメリカ在住のクソール・コック(Ksor Kok)という人物が中心となって設立された「山人基金」(Quy Nguoi Thuong, Montagnard Foundation, Inc.: MFI)が、「デガ国」(山人の国)の建設を目指してベトナム国内の協力者を扇動し、国内の呼応者とともに多くの人々を抗議行動に動員したと当局は捉えている。当局は同組織をFULRO(被抑圧諸種族解放統一戦線)の流れを汲む反体制組織であるとみている。他方、MFIのホームページでは抗議行動は「宗教弾圧をやめること、先祖の土地の没収を止めることを要求していた」としている。

文献リスト

<日本語文献>

木村哲三郎1996.『ベトナム 党官僚国家の新たな挑戦』アジア経済研究所.

国連難民高等弁務官駐日事務所1997.『UNHCR NEWS』国連難民高等弁務官駐日事務所.

桜井由躬雄1989.『ハノイの憂鬱』めこん.

佐々木卓也1993.「冷戦」細谷千博・臼井久和編『新版 国際政治の世界』有信堂.

竹内郁雄1989.「豊かさへの苦闘 政治と経済」桜井由躬雄編『もっと知りたいベトナム』弘文堂.

- 寺本実ほか 2002. 「2001年のベトナム 新体制が船出」『アジア動向年報2002』アジア経済研究所 .
2005. 「2004年のベトナム 問題抱えつつも WTO加盟視野に前進」『アジア動向年報2005』アジア経済研究所 .
2006. 「2005年のベトナム 党大会の準備を進めつつ高成長を達成」『アジア動向年報2006』アジア経済研究所 .
- 古田元夫 1996. 『ベトナムの現在』講談社 .
- 古屋博子 2000. 「ベトナムにおける日本 ベトナム難民問題から」木村汎, グエン・ズイ・ズン, 古田元夫編 『日本・ベトナム関係を学ぶ人のために』世界思想社108-126 .
- 村野勉 1988. 「1987年のベトナム 見通し立たない経済再建」『アジア動向年報1988』アジア経済研究所 .
1989. 「1988年のベトナム 『ドイモイ』路線の定着」『アジア動向年報1989』アジア経済研究所 .
1990. 「1989年のベトナム 経済改革で前進, 政治は引締めへ」『アジア動向年報1990』アジア経済研究所 .
1991. 「1990年のベトナム 『脱ソ連・東欧』路線を模索」『アジア動向年報1991』アジア経済研究所 .
1992. 「1991年のベトナム 対外環境が激変」『アジア動向年報1991』アジア経済研究所 .
1993. 「1992年のベトナム 1992年憲法を公布」『アジア動向年報1991』アジア経済研究所 .
- <外国語文献>
- Freeman, James M. 1989. *Hearts of Sorrow: Vietnamese-American Lives*. Stanford: Stanford University Press.
- General Statistics Office (GSO) 2005. *Statistical Yearbook*. Hanoi: Statistical Publishing House.
- Kim, Tran Hoang 1994. *Economy of Vietnam Review and Statistics*. Ha Noi: Statistical Publishing House.
- Sagar, D. J. 1991. *Major Political Events in Indo-China 1945-1990*. New York: Facts On File Inc.
- UNHCR 1994. *Refugee Children: Guidelines and Care*. Geneva: UNHCR.
- <インターネット>
- 外務省ホームページ2006. 「難民問題と日本」『難民』
www.mofa.go.jp
- (アジア経済研究所地域研究センター)